

2020年7月7日

兵庫県知事

井戸 敏三様

一般社団法人兵庫県助産師会

会長 國廣 晴美

要 望 書

1. 未曾有のコロナ禍によって増加している妊娠、出産、育児期の女性の「孤立」を改善し、産後うつや子どもの虐待予防につながる産前・産後ケアをすべての妊産婦および母親が受けることができるよう、産前・産後ケア事業の充実に向けて公的な支援制度の充実を図られたい。

2019年の産後ケア法案（母子保健法一部改正法案）公布、2020年6月には厚労省から産後ケア事業ガイドラインの改定案「出産後4カ月ごろまで原則、助産師を中心とした実施体制での対応とする」の発表があるなど、今回の法制化によって、産後ケア事業がより全国に広がり、実施者の質の担保が求められることとなる。その上、このコロナ禍において、従前から課題であった妊産婦の「孤立」がますます顕在化しており、医療機関での滞在時間を短縮する目的で、妊婦健康診査の回数制限、入院期間の短縮、産後2週間健診の休止など、妊産婦にとって診療やケアを受けにくい状況にある。この背景を理由として、本会からの以下の要望について検討されたい。

- 1) 妊娠期から育児期までの継続支援の拠点作りとしての一社) 兵庫県助産師会立助産所開設のための施設確保への公的支援をされたい。

産後ケアの推進はもとより、産後うつや子ども虐待の予防には妊娠期からの継続的な「顔の見える」支援が重要であることは言うまでもない。助産所開設により、妊娠期、出産期、産後育時期と連続性を持った助産師による継続支援の拠点づくりとして、本会では今年度より活動目標として助産所開設を掲げている。継続支援の「場」をつくるために、例えば、兵庫県の空き家の利活用促進支援事業である「兵庫県空き家活用支援事業」や、「看護職員確保対策総合施設整備事業」の助産所開設の整備に係る工事支援など、助産所開設への支援をされたい。

- 2) 産前・産後サポート事業の拡大とケアの質の担保を保證するため、助産師人材の確保と産前・産後ケアに特化した単位制研修制度への公的支援を依頼されたい。

(1) 産前産後ケアに特化した単位研修制度への公的支援

産後ケア法案の公布に伴い、ますます各地での産後ケア事業が活性化されることが見込まれる。その際のケアの質保証として、公社) 日本助産師会では産後ケアガイドラインと実務者研修を整備している。兵庫県内の助産師による産前産後ケアの質保証を担保するために本会による産前・産後ケアに特化した単位制研修(20単位)事業への公的支援をされたい。

(2) 地域による助産師偏在を解消し助産師人材の確保への支援

助産師の偏在(都市部と地方)の解決策、医療施設内外での潜在助産師の発掘と助産師活動再開への支援への取り組みは、助産師人材の確保、特に地域での産

前・産後ケアの受け皿としても重要である。本会では子育て・女性健康支援センター事業の従事者研修を受けて活動従事される助産師の増加など、研修と実務を一連のセットにする取り組みによって、一定の成果を上げている。今後は(定年)退職した勤務助産師へ地域助産師活動への復職支援を含め、これら兵庫県下で従事する助産師人材確保を促進するための公的支援をされたい。

3) 助産師による妊婦健康診査補助券の発行

妊婦中及び産後の母親が、安心して子育てできるための支援として、従来の妊婦健康診査補助券 14 枚に追加して、助産師の産前産後の健診に使用できる「助産師見守り補助券三千円券を 3 枚」の発行を、県補助金事業として支援され、全市町に働きかけていただきたい。妊婦が自らの意思によって病院や地域の助産師健診を利用できることによって、身体的社会的ローリスク・ハイリスクに関わらず(例えば不妊治療後の妊婦、多胎妊婦、外国籍妊婦など)妊産婦の妊娠期からの支援が可能となる。また、産後においては特に産後早期の授乳は、母親にとって育児の中でも大きな不安の要因であり、この時期に助産師からケアを受けることで、子どもへの愛着形成や育児への自信につながるため母乳哺育の支援、育児支援は重要と考える。

2. 災害時の妊産婦と乳幼児の支援についての対策を強化されたい。

1) 兵庫県防災会議等の委員に含めていただきたい。

県下の防災計画策定時に妊産婦や乳幼児、女性の支援をおこない、男女共同参画の視点をもつ専門職団体として、兵庫県防災会議等の委員として委嘱いただきたい。

2) 兵庫県ならびに県下自治体は、当助産師会と「災害時における支援協力に関する協定書の締結を推進していただきたい。

県および市町と本会との協定の締結により、助産所や避難所において、災害時行政と連携・協働し、妊産婦ならびに乳幼児、女性へ必要な情報の発信、特別な支援物資の流れの調整、安心して安全に生活するための支援をより効果的に行うことができる。また、災害時には、各避難所で母子の空間を確保し母子の支援ができるよう助産師を派遣し活用していただきたい。

3) 市町村においては災害時母子福祉避難所または母子救護所の設置を推進していただきたい。

妊産婦、乳幼児は、災害時要援護者と定められている。子どもの泣き声を気にせず安心して、性暴力の不安なく安全に避難できる、特別な支援物資の配布が効率的にできるなど、災害時母子福祉避難所または母子救護所の設置の必要性は高い。具体的には、助産所、看護学校、幼稚園(保育園)などが効果的な施設と考える。